

平成24年分公的年金等の 源泉徴収票を交付しました

国民年金、厚生年金保険の公的年金などの老齢・退職年金は、所得税法で「雑所得」とみなされ、所得税が課せられます。(障害年金・遺族年金は課税されません)

厚生労働省から委託された日本年金機構は、国民年金、厚生年金保険の対象となる年金受給者全員に平成24年分の源泉徴収票を交付しました。

源泉徴収票の記載事項は、その年の1年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額(介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料)、源泉徴収税額、控除内容となっています。

【確定申告をする必要がある方】

2つ以上の年金の支払者に扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与などの所得がある方、または公的年金などの雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などは、確定申告(8ページ参照)を行うことになっています。この源泉徴収票は、その際に、添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

また、老齢年金などから特別徴収されていない介護保険料などの社会保険料がある場合は、確定申告を行い、所得税の過不足分を精算することになります。

【源泉徴収票を紛失したとき】

もしも、源泉徴収票を紛失されたときやまだ届いていないときは、本人または親・子からの申し出に限り、再交付の受付を行っています。お問い合わせの際に基礎年金番号をお聞きし、登録されたご住所へ郵送しますので、お気軽にご相談ください。

日本年金機構 **ねんきんダイヤル 0570-05-1165**

〈受付時間〉 月 曜日 午前8時30分～午後7時

火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

教育委員会だより

『好きこそ、 もののじょうずなれ』

子どもの学習の四悪に、(1)無理(2)強制(3)条件(4)比較があります。

子どもの能力を越えた学習を強いることを、**無理**。時間や量を決め、子どもの意思を無視してさせるのを、**強制**。これらの2つが、子どもの学習意欲を奪うことは言うまでもありません。

条件は「○○したら、△△を買ってあげるからね」と、学習に何らかの条件をつけることをいいます。こうした条件が日常化すると、子どもはその条件なしでは、学習しなくなります。時には条件をつけることがあります。つけるとしても、最小限におさめます。心のこもったものを与えるようにし、子どもの物欲を刺激するようなものは、極力避けます。「学習はあくまでも、あなたのため。あなたが自分でするものだ」という姿勢を貫き通すことが大切なのです。

最後に「お兄ちゃんはいいい子だけれど、あなたはダメね」などの**比較**は、子どもから学習意欲を奪うと同時に、「自分は自分なんだ」という自我を確実に奪います。わかりやすく言えば、他人の目の中で生きる子どもにしてしまい、世間体やメンツ、見栄や体裁ばかりを気にするようになります。

教育の世界では、意欲を育てることを“動機づけ”と呼び、動機づけなしでは子どもの学習は成り立たないと言ってもよいでしょう。また、動機づけを間違えると、無気力で覇気のない子どもにしてしまう危険性すらあります。

子どもを伸ばす最大の秘けつは、意欲を育てるようにすること、まず楽しませることです。それを好きにさせることが必要ではないでしょうか。

日本でも古くから『好きこそ、もののじょうずなれ』と言われます。「好きだ」という前向きな姿勢が、子どもを伸ばす原動力となるのではないのでしょうか。子どもが好きになるためには、さまざまな手だてが必要ですが、一度好きになれば意欲的に進むのではないかと思います。